

平成30年度 第3回 北海道大規模小売店舗立地審議会第四部会 議事録（概要版）

1 日 時

平成31年3月5日（火） 15時00分～15時50分

2 場 所

上川合同庁舎 4階 展望会議室

3 出席者

(1) 委員及び特別委員

部 会 長 宮原 進（一般財団法人北海道建築指導センター旭川支所事務局長）

特別委員 西島 猛（元株式会社旭川産業高度化センター代表取締役）

特別委員 今野 廣（旭川工業高等専門学校名誉教授）

特別委員 大野 剛志（旭川大学保健福祉学部教授）

特別委員 佐々木清貴（留萌市都市環境部嘱託職員）

(2) 事務局

上川総合振興局産業振興部商工労働観光課長 工藤 和 浩

上川総合振興局産業振興部商工労働観光課主査（商工振興）下 岡 司

上川総合振興局産業振興部商工労働観光課主任 間 宮 寿 之

4 傍聴者

0名

5 審議事項

「旭川ショッピングセンターパワーズ」（旭川市）の法第6条第2項（変更）の届出について

6 議事要旨

(1) 「旭川ショッピングセンターパワーズ」（旭川市）に関する届出について、事務局から審議案件に関する概要等を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から審議を行った。

委員から出された質疑に対し、事務局が説明を行い、結果、施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について意見を述べる必要がないものとして、知事に対して別添のとおり答申することとした。

（主な質疑）

- ・廃棄物等への配慮のその他の対応方策の店舗運営責任者について、質疑が出されたが、各テナントの店長であることを確認した。

(2) 事務局から今後の審議案件についての連絡を行い、次回の開催日程は改めて調整することを報告した。

7 会議資料等

審議会答申文及び審議案件に関する概要は、別添のとおり。

(旭川ショッピングセンター パワーズ)

(答申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理由)

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺の地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）では、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第4条の指針に述べられている配慮事項のうち、届出書等に記載された計画においては、対象としたすべての項目で、法第4条の指針に沿った配慮がなされており、この届出書等に記載された計画の実施が、地域の生活環境の保持に支障はないものと認められる

旭川市からは、この指針に定められた事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が述べられず、住民等からの意見も提出されていない。

これらを踏まえ、法第4条の指針を勘案し、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。